



2024年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ フ コ
本 社 所 在 地 神奈川県横須賀市光の丘5番3号
コ ー ド 番 号 7988 (東京証券取引所プライム)
代 表 者 名 代表取締役社長 柴尾 雅春
責 任 者 名 執行役員 管理本部長 佐野 久実
(TEL 03-5476-4850)

役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、2016年度より導入している取締役および執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役ならびに海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続および一部改定を決議し、本制度の一部改定に関する議案を、2024年6月20日開催予定の第72回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役等の貢献意欲を高め、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本日開催の取締役会において、取締役等を対象とした本制度を下記2. のとおり一部改定の上、継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しており、2024年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定のうえBIP信託の信託期間を延長します。
- (4) 本制度は、役位や業績目標の達成度等に応じて、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付（以下、「交付等」という。）するものです（ただし、下記3. のとおり改定後の本制度において交付する当社株式については、取締役等の退任時まで譲渡制限を付すものとします）。

※当社は、取締役等の報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が過半を構成する指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。本制度の継続および一部改定については、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ております。

2. 本制度の一部改定について

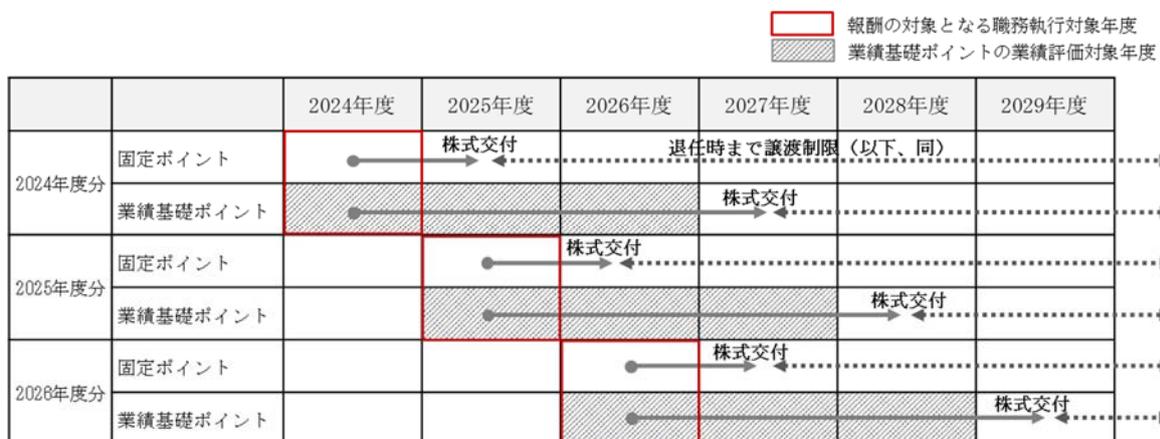
本制度の継続にあたり、既に設定しているBIP信託（以下、「本信託」という。）の信託期間を延長するとともに、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の本制度から以下の点を改定いたします。

項目	改定前	改定後
本制度を通じて交付等が行われる当社株式の数の算定方法	・ 毎年、役位に応じた「固定ポイント」と役位別に設定された業績に応じて変動する「業績基礎ポイント」を付与	・ 同左
	・ 業績基礎ポイントはポイント付与時点の中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて 0%~200%の範囲で変動	・ 同左
	・ 業績指標は営業キャッシュ・フロー、ROICおよびTSR等を用いる	・ 業績指標は営業利益、ROICおよびTSR等を用いる
取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役等の退任時 ・ 退任時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切捨て)の交付を受け、残りの当社株式については換価処分金相当額の給付を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定ポイントはポイント付与後、速やかに当該ポイントに相当する数の当社株式を交付 ・ 業績基礎ポイントは中期経営計画期間終了後の業績結果に基づき業績連動ポイント(※)に転換された後、速やかに当該ポイントに相当する数の当社株式を交付 ・ ただし、固定ポイント・業績連動ポイントともに、当社株式の交付後、退任時までの譲渡制限を付す

(※)「業績基礎ポイント」については、当該ポイントが付与された時点の中期経営計画期間終了後に、当該中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより「業績連動ポイント」が算出されます。(詳細は3.(5)ご参照)

改定前の本制度からの移行措置として、改定前の本制度に基づき既に付与されたポイント(すなわち取締役等の退任後に当該ポイントに相当する当社株式等の交付等を予定していたポイント)については、本株主総会において承認を得ることを条件として、固定ポイントおよび業績連動ポイントは本株主総会の終了後の一定の時期に、業績基礎ポイントは当該ポイントが業績連動ポイントに転換された後、速やかに当該ポイントに相当する当社株式を交付した上で、退任時までの譲渡制限を付すものとします。

(参考) 改定後の本制度における株式交付のイメージ



3. 本制度の内容（改定後）

（1）本制度の概要

本制度は、中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度および役位に応じて、取締役等に対して役員報酬として当社株式の交付を行う制度です。本制度改定後の当初の対象期間は、2025年3月期から2027年3月期の3事業年度とします。

なお、下記（4）②に定める本信託の継続が行われた場合には、その時点の中期経営計画に対応する年数と同一期間を本制度の新たな対象期間とし、同一年数だけ本信託の信託期間を延長します。

（2）本制度の一部改定に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額および取締役等に対して交付が行われる株式数の総数の上限その他必要な事項を決議します。

（3）本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、原則として、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、受益者確定手続までに付与されたポイントに応じた数の当社株式について本信託から交付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社の取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ② ポイント数が決定されていること
- ③ 在任中に職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった者でないこと
- ④ 下記（7）③に定める譲渡制限契約を当社と締結すること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（4）信託期間

① 本制度改定後の信託期間

2024年8月（予定）から2027年8月（予定）までの約3年間とします。

② 本信託の継続

本制度改定後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、再度本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数と同一年数だけ本信託の信託期間を延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、ポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で当社株式の交付が未了である取締役等が在任している場合には、当社株式の交付が完了するまで、最長で約2年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

（5）本制度を通じて交付が行われる当社株式の数の算定方法

本制度を通じて取締役等に交付される当社株式の数は、制度対象者に毎年付与されるポイント数に応じて決定されます。

原則として、信託期間中の毎年6月に、制度対象者には、役位に応じた「固定ポイント」および業績に応じて変動する「業績基礎ポイント」が付与されます。

「業績基礎ポイント」については、原則として当該ポイントが付与された時点の中期経営計画終了直後の6月に、当該中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより「業績連動ポイント」が算出されます。なお、業績連動係数は、当該中期経営計画に掲げる業績指標（営業利益、ROICおよびTSR等）の目標値に対する達成度に応じて決定し、0%から200%の範囲で変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に付与されるポイントの上限

当社が本信託に拠出する信託金の上限額は、1事業年度あたり400百万円^{※1}とします。本制度改定後の当初の対象期間においては、3事業年度を対象とするため、本信託に拠出する信託金の上限額は、対象期間の年数である3を乗じた数に相当する金額(1,200百万円)となります。なお、上記(4)②による本信託の継続を行う場合における信託金の上限額は、かかる1事業年度あたりの信託金の上限額に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する金額となります。

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、160,000ポイント^{※2}とします。本制度改定後の当初の対象期間においては、3事業年度を対象とするため、信託が取得する当社株式の数(以下、「取得株式数」という。)は、対象期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数(480,000株)を上限とします。なお、上記(4)②による本信託の継続を行う場合における取得株式数は、かかる1事業年度あたりのポイントの総数の上限に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数^{※3}が上限となります。

※1 信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

※2 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

※3 (5)第4段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

(7) 取締役等に対する当社株式の交付の方法および時期

①固定ポイント部分

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として固定ポイントを付与された後の一定の時期に、当該固定ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

②業績基礎ポイント部分

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として業績基礎ポイント付与時点の中期経営計画が終了し業績連動ポイントが算出された後の一定の時期に、当該業績連動ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

③譲渡制限契約の締結

上記①②の当社株式の交付にあたって、原則として、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約を締結するものとします。

(a) 取締役等は、当社株式の交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

(b) 取締役等の退任時に譲渡制限が解除すること

(c) 譲渡制限期間中に職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該取締役等に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得すること。

なお、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が証券会社に開設した専用口座で管理される予定です。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社(自己株式処分)からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役等について定められるポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限額および取締役等に付与さ

れるポイントの総数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(11) 信託終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時に剰余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2016年8月22日（2024年8月に変更予定）
⑧信託期間	2016年8月22日～2024年8月31日 （2024年8月の信託契約の変更により、2027年8月31日まで延長予定）
⑨制度開始日	2016年8月22日
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	1,200百万円（予定）（信託報酬・信託費用・子会社付与分を含む。）
⑬株式の取得方法	株式市場または当社（自己株処分）から取得
⑭帰属権利者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上